

健 発 0 5 2 6 第 1 0 号
令 和 5 年 5 月 2 6 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

感染症発生動向調査事業については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」（平成11年3月19日付け健医発第458号厚生省保健医療局長通知）により行われているところである。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第192号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第79号）が公布・施行され、サル痘及びカルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の名称を変更したことに伴い、同通知の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」等について、別紙のとおり改正し、令和5年5月26日から適用することとしたので、その内容を了知の上、関係各所への周知を図られたい。